

目的： ①作業者の安全 ②来訪者の安全 ③近隣への迷惑防止 のために適正な管理を行う

- 方針：
1. 管理責任体制を明確にする
 2. 畑作業に使用する機械類、道具類の使用基準を定め、順守する
 3. 畑作業に使用する機械類、道具類の保守管理基準を定め、順守する
 4. 畑内の危険個所をリストアップし、危険防止対策を明確にし、実施する
 5. 畑内作業のための服装、基本装備を定め順守する
 6. 熱中症等を防止するために体調管理対策を定め、実施する
 7. 事故リスク、危険防止対策を理解し、実践できるよう定期的（年初）に関係者で確認する
 8. ゲスト訪問者に対しては来訪の都度安全管理事項をまとめた資料を配布し、説明する

1. 管理責任体制

1. 1. 管理責任者 南林 和
1. 2. 管理責任者は畑作業に使用する機械類、道具類について全てを掌握する

2. 機械類、道具類の使用基準

2. 1. 運搬車
 2. 1. 1. 運搬車の運転は阿部幸夫、伊澤俊一、南林 和、南林修平、横山和夫に限られる
 2. 1. 2. 運搬車ででの散水時、草刈り機等の積み込み、降ろし作業時は運搬車のエンジンを停止する
2. 2. 自走式草刈り機
 2. 2. 1. 自走式草刈り機の運転は阿部幸夫、伊澤俊一、南林 和、南林修平、横山和夫及び管理責任者がその都度許可した者に限られる
 2. 2. 2. 自走式草刈り機のエンジン始動の際はギアがニュートラルにあることを必ず確認する
2. 3. 刈払機
 2. 3. 1. 刈払機の操作は阿部幸夫、伊澤俊一、南林 和、南林修平、横山和夫及び管理責任者がその都度許可した者に限られる
 2. 3. 2. 刈払機はナイロンコードを使用するものとし、金の歯は使用しない
 2. 3. 3. 操作時にはプロテクター（前掛け、顔面保護マスク）を必ず着用する

3. 機械類、道具類の保守管理基準

3. 1. 運搬車、自走式草刈り機は車両保険を掛け、作業者、対人、対物責任を明確にする
3. 2. 定期メンテナンス

4. 畑の危険個所と危険防止策

4. 1. 畑の危険個所
 - ・石垣の際（落下危険個所）
 - ・デラウエア畑の斜面（落下、転落危険）
 - ・棚田 畑内の穴（転落危険） ※南西側小屋の下
 - ・畑内の石、木の根（草刈り機の衝突、破損部品の飛散危険）

- ・ 棚田 誘引線（頭部の衝突）

- ・ 棚杭（衝突）

4. 2. 危険防止策

4. 2. 1. 危険個所には見えやすいようにトラロープで目印をする

4. 2. 2. 石は草刈り機などが衝突しないように畑の隅や杭の根元に寄せておく

4. 2. 3. 木の根や大きな石はなるべく取り除く。取り除くことが難しい場合はトラロープ目印を付ける

5. 畑内作業のための服装、基本装備

6. 熱中症等を防止するための体調管理対策

7. 事故リスク、危険防止対策の理解と実践のための定期的（年初）確認

8. ゲスト訪問者に対する安全管理事項資料と説明する

別紙：「笛吹農園にご来訪の皆様へ 安全についてのお願い」を配布、説明する

笛吹農園にご来訪の皆様へ 安全についてのお願い

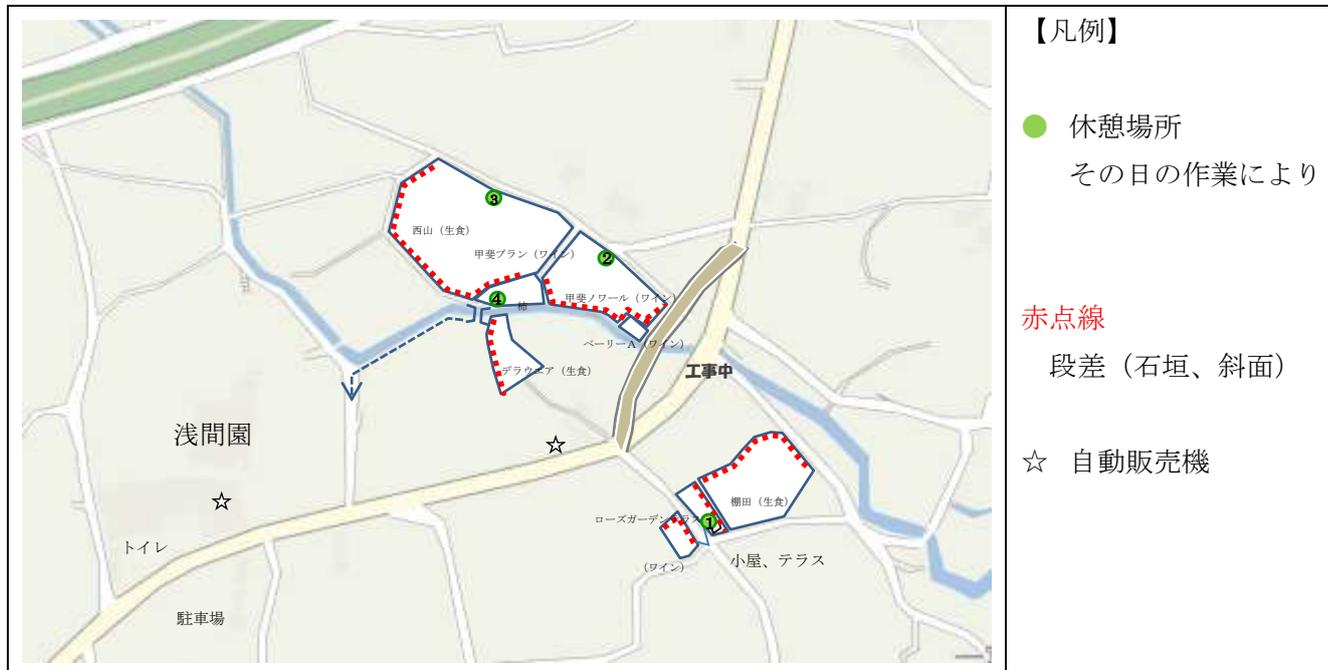
笛吹農園 園主 南林 和 (なんばやし かず)

服装 長袖、帽子、手袋、運動靴（長靴）、携帯電話（手袋が必要な方はお申し出ください）
熱中症予防、怪我予防に心がけてください
(飲み物を用意していますが、自動販売機も利用できます)

行動 案内者の指示に従って行動し、一人にならないでください。
(危険個所が色々あります：段差、川、斜面等々 案内図を参照ください)
何かあったら携帯電話に連絡してください (090-5759-8439 南林)

車両・機械類 作業中の車両、機械類の近くには不用意に近づかないでください。
運転、操作を行う場合は案内者の指導、指示に従うようにお願いします。

案内図



車両・機械

運搬車



運行進路に侵入しないように注意
回転時に柵杭に挟まれないよう注意

自走式草刈り機



運行進路に侵入しないよう注意
刈刃が回転します。石などが飛び散ることがあります。

刈払機



ナイロンコードで草を刈ります。小石などが飛び散ることがあります。